

国立三瓶青少年  
交流の家を中心とした  
連携協定を締結

7月5日(水)



「施設活用だけでなく、ノウハウを活かした事業を推進する」と塚原町長

国立三瓶青少年交流の家と大田市、美郷町、本町で連携協定を締結しました。  
この連携協定は、同施設の持つ人づくりや地域づくりのノウハウを活かし、相互に連携することで、地域課題の解決に主体的に取り組む人材を育成し、活力ある地域社会の形成と発展に寄与することを目的としています。  
今後、同施設を中心に社会教育による人材育成や人材の交流などに取り組みます。

マツダスタジアムで  
PRイベントを開催

7月6日(木)



多くのカープファンに本町を知ってもらう機会となりました

出雲市、雲南市、奥出雲町、本町で組織する出雲の國・斐伊川サミットの情報発信イベントをMAZDASTADIUM(略称:マツダスタジアム)で開催しました。  
スタジアム内にブースを設置し、飯南米などの特産品、観光のPR、公式LINEの友達募集を行いました。  
飯南町大しめなわ創作館の職員によるしめなわ作り体験も実施し、当日限定のカープコラボ飾りが用意され、順番待ちの列ができるほどの人気でした。

「出雲」ナンバーの  
普及率で国土交通省  
から表彰

7月6日(木)



飯南町生活路線バス(出雲ナンバー)

出雲市、奥出雲町、本町の3市町は令和2年度に、出雲ナンバーを導入しました。  
このうち「ヤマトノオロチ」をあしらった図柄入りナンバーの登録台数の割合が、同年度に導入した全国17地域のうち第2位の高い普及率であり、その普及に貢献した自治体として、国土交通省自動車局長から表彰を受けました。  
町民の皆さんには、多くの車に図柄入りナンバーで登録いただき、ありがとうございます。

民生委員・  
児童委員紹介

厚生労働大臣と島根県知事から、次の2人が民生委員・児童委員の委嘱を受けました。任期は令和7年11月30日までです。



朝山登美子さん  
(都加賀地区担当)  
令和5年7月1日付



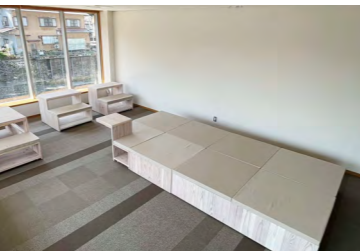
岩佐実さん  
(向谷・上市地区担当)  
令和5年2月1日付

寄付をいただきました

昭和の車実行委員会から「赤名地区のまちづくりのために使ってほしい」と寄付金をいただきました。

来島交流センター2階ロビー  
ご利用ください

みんなの広場来島交流センターでは、2階ロビーを開放しています。学習支援館を利用する中高生、若者、高齢者の人まで町民の皆さんが気軽に集まれる場、語れる場、活動の場です。気軽にご利用ください。



椅子や机の配置は変更できます



仕事や趣味の場としても使用できます

●使用上の注意点

- ① 飲食可能スペースです、キッチンも使用できます。
- ② 貸し切りはできません。他の使用者があれば、共有して使用してください。
- ③ 団体やサークルなどの練習場としては使用できません。
- ④ 営利を目的とした使用はできません。
- ⑤ 使用後は、必ず清掃をお願いします。
- ⑥ 事前予約はできません。

●利用時間 平日の8時30分～17時

問合せ

来島支所  
76・2393



詳細はこちらから

【後期高齢者医療保険料率が決定】

保険料率の変更はありません

令和5年度後期高齢者医療保険料率(県内均一)

均等割	50,880円
所得割	9.35%

※均等割/被保険者一人一人が均等に負担  
(所得が低い世帯は、所得水準に応じて保険料の均等割額を軽減)  
※所得割/被保険者の前年(令和4年中)の総所得を基準に計算

均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて、下記のとおり均等割額が軽減されます。

軽減割合	所得基準
7割軽減	43万円(+※2)以下
5割軽減	43万円(+※2)+29万円×(被保険者数)以下
2割軽減	43万円(+※2)+53.5万円×(被保険者数)以下

【※2 世帯主及び世帯の被保険者全員の年金・給与所得者数が2人以上の場合】年金・給与所得者数が2人目以降、1人当たり10万円が追加

○保険料の算定・納付(※国保・後期高齢共通)

4月から6月の間は、仮算定により保険料を賦課しています。7月からは、確定した年間保険料額から、6月までに納付した保険料額を差し引いた残りの額を、来年3月までの9ヵ月に分けて納めます。(年金からの天引きにより保険料を納めている人も同様)

■問合せ 住民課 ☎76・2213  
保健福祉課 ☎72・1770

【国民健康保険料率が決定】

保険料率の変更はありません

所得割	令和5年度国民健康保険料率		
	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付分
所得割	7.62%	2.81%	2.55%
被保険者均等割	25,100円	9,600円	11,000円
世帯平等割	17,200円	6,600円	5,300円

※所得割/被保険者全員の前年(令和4年中)の総所得を基準に計算  
※被保険者均等割/被保険者一人一人が均等に負担  
※世帯平等割/被保険者の世帯ごとに負担

保険料の軽減

世帯の所得状況に応じて、下記のとおり被保険者均等割と世帯平等割が軽減されます。

軽減割合	所得基準
7割軽減	43万円(+※1)以下
5割軽減	43万円+29万円×被保険者数(+※1)以下
2割軽減	43万円+53.5万円×被保険者数(+※1)以下

【※1 給与所得者等の場合】基準額が給与所得者の数が2人目以降、1人当たり10万円が追加

給与所得者等:

- 給与収入金額が55万円を超える人
- 公的年金等に係る所得を有する人(65歳未満:公的年金収入金額が60万円を超える人、65歳以上:公的年金収入金額が125万円を超える人)

保険料の減額

国民健康保険料の納税義務者の属する世帯内に、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(未就学児)がある場合には、被保険者均等割額の1/2が減額されます。

上記の減額される世帯は、その減額後の被保険者均等割額の1/2が減額されます。